○農林水産省告示第二千九百四十三号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を次のように定め、平成二十六年一月四日から施行する。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

肥料取締法施行規則第一条第四号の農林水産大臣が指定する材料は、固結を防止する材料として使用する次に掲げる材料（普通肥料の配合に当たって当該材料のうち二以上の材料を使用する場合にあっては、当該二以上の材料の合計が全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）とする。

一　シリカゲル粉末（普通肥料の配合に当たって全重量の六％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

二　滑石粉末（普通肥料の配合に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

三　クレー（普通肥料の配合に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

四　けい石粉末（普通肥料の配合に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

五　けいそう土（普通肥料の配合に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

六　シリカヒューム（普通肥料の配合に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

七　パーライト（普通肥料の配合に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

八　潤滑油（滑石粉末、クレー、けいそう土又はパーライトと併用されたものであって、普通肥料の配合に当たって全重量の〇・三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

○農林水産省告示第二千九百四十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十五年七月七日　第百十号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般財団法人日本きのこ研究所　群馬県桐生市平井町八番一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

群馬県桐生市平井町八番一号

○農林水産省告示第二千九百四十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

表高原家畜市場の項中「社団法人高岡郡高原畜産センター（昭和五十七年十一月九日に社団法人高岡郡高原畜産センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人高岡郡高原畜産センター」に改める。

○農林水産省告示第二千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字禅昌寺原一三四六の九、字高岳原四〇八一の一、四〇八二、四〇八三、四〇八四の一、四〇八四の二、四〇八五、四〇八六の一、四〇八六の二、防府市大字下右田字岳ノ後一の二三、一の三二、一の四〇、六の一四、大字久兼字野ノ下二〇五の二、字乙下滝山四三六、周南市大字大潮字入野七九二、七九三、七九四の一、七九四の三、字大百合野一六五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字禅昌寺原一三四六の九・字高岳原四〇八二・字野ノ下二〇五の二・字乙下滝山四三六・字入野七九三・字大百合野一六五一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡市貝町大字大谷津字中道一三四八の一、一三四九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中道一三四八の一・一三四九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大沢字内ノ久保一〇四〇の四、一〇四一の二、一〇四四、一六二五の一、字花ノ木戸一〇五五、字菅ノ沢一〇八〇、字唐小畑一〇八四の一、字河内境一〇九七の一、字河戸境一〇九七の三、字柿木下二三二、字鳥居沢一一二〇の一、字松場ケ沢一一二四の一、字天ケ沢一一二八、一一三〇、字金小倉二二三の二、一四七二、一四七三の一、一四七三の三、字井戸沢一一三四、一一八五、一一八七の一、一一九〇、一一九四の二、一四七二の二、字蛭畑二〇九の一、二〇九の五、字木須沢一一三九の三、一一三九の五、一一四〇の二、一一四四の一、一一四四の二、字曲沢一一四五の一、一一四五の三、一一四九、一一五一、字ヲソガシ一九〇の二、一一五六の一、字末梨一八五、一八七の二、一一六〇、字外輪沢東一一六三の一、一一六三の三、一一六三の四、字外輪沢一六八の二、一一六三の二、一一六三の五から一一六三の八まで、一一六六の一から一一六六の四まで、一一六八の三、一四二二の二、字萩ノ草一五三、一五七、一五八、四七七の三、一六三九、一一六六の六、字前沢一一六九、一一七一、一一七二、一一七三の二、一一七四、字前小沢一一六七の二、一一七〇、一一七六、一一七七の一、一一七九、字胡桃沢一九七、一一九八、一一九九の一、字厚朴沢一二〇一、一二〇二、字浜井場向一二〇三、一二〇四、字薮沢一二一〇、一二一三の一、字太良久保一二一二の一、一二三六の一、一二三七の二、一二三七の八、一二三七の一〇、一二三四四の一、字太良窪一二三三の二、一二三四の一、一二三四の二、一三四八、字奈良原向一二三一、字四貫渕一二四六、字阿久津上一二四八の一